子政第　２８１　号

　令和７年（2025年）４月２２日

　旭川市保健所長　様

北海道保健福祉部子ども応援社会推進監

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の

支給等に関する法律」の施行について（依頼）

本道の子ども政策の推進につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記法律が令和７年１月17日に施行され、別添の協力依頼及び診断書記載の手引きが、こども家庭庁から公益財団法人日本医師会長等に発出されているところです。

　道としては、全国で最多の優生手術等が行われた経過等を踏まえ、一人でも多くの方に補償を受けていただけるよう、制度の周知や請求手続きのサポート等に取り組んでおりますので、引き続き、特段の御配慮をいただきますますとともに、貴市の医師会、医療機関への周知に御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

＜こども家庭庁の協力依頼の概要＞

１　記録の調査

・優生手術等を受けたかの記録が医療機関に残っているかなど、道や弁護士の照会

に対する回答

・道から補償の対象者に関する情報提供等の依頼があった際の対応

２　診察の御協力

・問診及び視診による手術痕等の有無の診断

・診断書の作成

※国は被診察者に対し、診察料2,910円＋診断書料（文書料）5,000円を上限に支払うとしていることから、各医療機関において可能な範囲での対応の御配慮

３　制度の周知

・医療機関でのリーフレット等の配布

連絡先　子ども政策局子ども政策企画課

　 　　　　母子保健係

ＴＥＬ　　 011-206-6343（内線25-757）

電子メールhofuku.kodomo1＠pref.hokkaido.lg.jp